



2009年10月26日発行 第5号 配布地域：逗子・葉山 発行部数：35,000枚

発行：近藤だいすけ事務所 〒249-0006 神奈川県逗子市逗子3-6-7  
TEL/FAX: 046-873-8744 E-Mail: office@kondo-daisuke.jp

vol.5

**近藤だいすけ 39歳**  
'98～'06 逗子市議会議員(3期4選)  
'07～神奈川県議会議員  
家族：妻、長男、長女  
趣味：釣り・ドラム・料理

## 県財政の非常事態！！ 5年で1兆円の財源不足。

10月、神奈川県は中期財政見通しを発表し、5年間で1兆円の財源不足に陥ることが明らかになりました。

昨秋の米国初金融危機によってもたらされた世界同時不況は県内企業に深刻な影響をもたらし、県税収の根幹をなす法人事業税が減収、企業の業績不振が雇用や個人所得にも影響を与え、個人県民税も下降線を辿るといふ負の連鎖が止まりません。

1兆円の歳入不足の中には県の起債(借金)は含まれておらず、起債額を合わせると歳入不足は1兆7千億円まで膨らみます。財政危機をさらに深刻にしているのは、今後も公債費や介護・措置・医療関係費などの義務的経費が大幅に伸び続けていくことが確実な一方で、県税や地方交付税などの一般財源の歳入総額は、何年にもわたり増額する見通しがたたないことです。

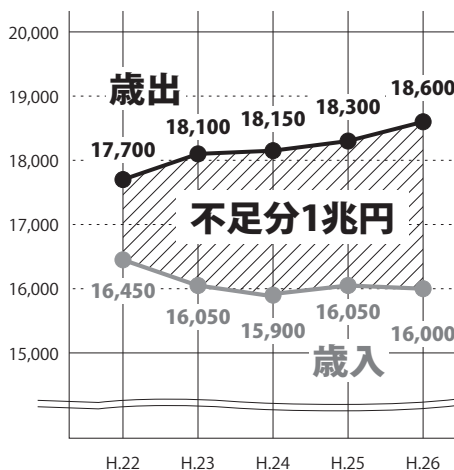
平成22年度予算編成においては県一般会計予算1兆6,800億円の内、2,000億円の歳入不足が確実視され、松沢知事は「これまで乗り越えてきた財政危機とは異なり、未知の領域で進行する極めて深刻な財政危機と言わざるを得ない」と、本県財政が極限状態である事を報告しました。

既に県ではこの状況に対応するため「出先機関のみなおし」「職員数の削減」「人件費の抑制」に積極的に取り組み、「行政システム改革」の目標達成を1年前倒しで実現しています。

財政基盤強化と効率的な県政運営に努めていかなければならないのは言うに及びませんが、歳出削減は限界にきており、1975年(石油ショック)、1988年(金融危機)に出された、税収減で県民生活に影響を与える事に理解を求めた「財政危機宣言」の一手前まで来ているのが現状です。

## 神奈川県中期財政見通し

(単位：億円)



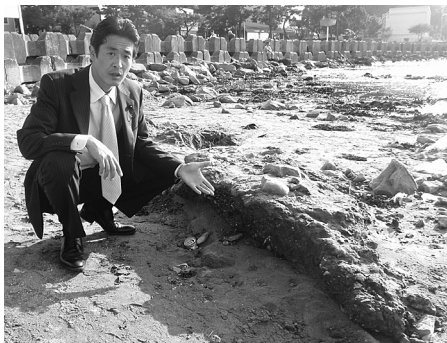
神奈川県政策部財政課作成 中期県政見通しより

### 私近藤は

国からの税源移譲と税源交換など、抜本的な地方財政制度改革の実現を求めます。

また同時に、環境や観光振興等、今後成長が見込まれ歳入増に資する産業を支援する政策が必要だと考えます。

## 台風18号の被害



砂が無くなり岩盤が露出する逗子海岸

8日、関東地方を襲った台風18号は逗子市・葉山町にも甚大な被害をもたらしました。

海岸線は壊滅状態となり、県所有の葉山新港では高波により防波堤が移動し、葉山マリーナの防潮壁を破壊、県警の巡視船は沈没しました。芝崎地区では高さ4mの防潮堤を越波し、住宅街に浸水。漁師小屋や海岸線の民家は倒壊や浸水の被害を負いました。

逗子海岸は砂浜一面に漂流物が打ち上げられ、漁網や船にバイクまであり砂が見えないほどでした。小坪漁港ではテトラポットが崩落、防波堤や船揚げ場も一部破損しました。

この他にもたくさん被害報告を受けており、被害にあわれた方々が、一日も早く普段の生活に戻れるよう、

そして今後の台風対策について活動していくことをお約束します。



多くの漂流物が打ち上げられた真名瀬漁港

# 受動喫煙防止条例 成立 「吸わない人には吸わせない」

今年3月に成立した「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」が平成22年4月より施行されます。

本条例は受動喫煙による健康への悪影響を防ぐため、公共的空間における新たなルールを定めたものです。禁止区域での喫煙者及び、条例で規定された義務を履行しない施設管理者に対して、罰則として過料（金銭を徴収する罰）が規定されています。

神奈川県から  
スモークフリー



第2種施設についての罰則は、平成23年4月から施行されます。

私近藤は

民主党かながわクラブ

県議団では、条例が提出されるまでの1年以上にわたり、医師会や遊技場組合等30以上の団体と意見交換をし、制度設計等のあり方について議論を行って来ました。本条例は、必ずしもベストであるとは思いませんが、条例が成立した事は意義深いと考えています。

今後は、条例施行後の混乱防止の為に徹底した周知が必要であり、時代の変化に合わせてより良い条例へと高めていく事も必要と考えます。

## 受動喫煙防止条例 概要

- 学校、病院などの第1種施設には「禁煙」が義務付けられます。
- 飲食店、宿泊施設などの第2種施設には「禁煙または分煙」の選択が義務付けられます。
- 特例第2種施設は条例の規制がすべて努力義務となります。
- 第1種施設、第2種施設のどちらでも基準を満たす喫煙所の設置は認められています。
- 喫煙所や喫煙区域への未成年者の立ち入りは禁止です。
- 施設の入口に「禁煙」「分煙」等の表示が義務付けられています。
- 野外や特定の人しか利用しない事務室などは対象外です。

### 第1種施設

学校、病院、劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通機関、図書館、社会福祉施設、官公庁施設など。

### 第2種施設

飲食店、宿泊施設、ゲームセンター、カラオケボックスなどの娯楽施設、その他のサービス業を営む店舗（クリーニング店、不動産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所など）。

### 特例第2種施設

パチンコ店等風営法対象施設、調理場を除く事業用床面積が100㎡以下の飲食店、事業用床面積が700㎡以下のホテル・旅館などの宿泊施設。

条例の詳細は「かながわのたばこ」で検索

# 「神奈川県観光振興条例」が成立！

9月県議会において「観光立県かながわ」の実現に向け、観光施策を総合的・計画的に推進するための「神奈川県観光振興条例」が制定されました。

観光は、商業・工業・農林水産業等の多様な産業分野と関わり、旅行者の来訪を促し、交流や消費を促進することで地域活力を高め、県経済の発展に寄与します。

神奈川県観光産業に関する基礎調査によると、平成20年本県に訪れた観光客は延べ1億7千万人！観光消費額は6,517億円と推計され、雇用

効果は8万7千人、税収効果は919億円（国税+地方税）となります。

私近藤は

逗子・葉山は豊かな自然

や歴史遺産など多様な地域資源に恵まれています。

それらを守りながら発展するため、市町村が協力し漁港を船で周遊したり、まちに滞在して農業・漁業を体験出来るようにするなど『グリーン&ブルーリズム』をテーマとした神奈川の「観光モデルエリア」にしたいと考えます。

最新情報は  
ホームページ  
をご覧ください。

[www.kondo-daisuke.jp](http://www.kondo-daisuke.jp)

## 民主党かながわクラブ 県議団ホームページが マニフェスト大賞に ノミネートされました！！

近藤がプロジェクトリーダーを務める民主党かながわクラブ県議団ホームページは、議員立法を進める4条例案の進捗報告や県民意見の募集等、県民と議員との情報共有ツールとして運営しています。

今回、第4回マニフェスト大賞において、過去最大の1,003団体/1,539件の応募の中から本ホームページが全国トップ5にノミネートされました。11月6日の授賞式には近藤も参加します。結果は近藤だいすけホームページ「逗子・葉山だいすき」にて報告します。

民主党・かながわクラブ県議団  
ホームページ  
<http://dpj-kanagawa.org/>

### 『マニフェスト大賞』

全国の地方自治体の首長及び地方自治体議員を対象に、地域住民の利益に資する政策を提言し、実行した首長、議会、会派、議員個人を表彰し、地道な活動を積む地方自治体の首長および議員に名誉を与え、更なる政策提言意欲の向上をはかるもの。

## ボランティア募集

ご近所への議会ニュースのポスティングなど、近藤の活動をサポートして下さる方、大募集中です。

TEL・FAX・E-MAIL でご連絡下さい。よろしく願い致します。

## 編集後記

近藤のオフィシャルホームページ「逗子・葉山だいすき」を只今、リニューアルしています。神奈川県議会議員としての日々の活動、神奈川県の情報をお伝えする「ニュース」。近藤の愛する逗子・葉山のオススメを紹介する「だいすきマップ」。コンテンツも増え、今まで以上に神奈川県・逗子・葉山の情報をお伝えしていきます。リニューアル完成は12月となりますのでお楽しみに！！

次回、議会ニュース vol.6 発行は2010年1月を予定しています。